

島厚甲第591号  
島会甲第1101号  
令和元年6月20日

各所属長 殿

保存期間	3年
------	----

島根県警察本部長

島根県警察受動喫煙防止対策実施要領の制定について（通達）

島根県警察受動喫煙防止対策実施要領については、島根県警察受動喫煙防止対策実施要領の制定について（平成23年7月1日島厚第1250号本部長通達。以下「旧通達」という。）により指示しているところであるが、受動喫煙対策を一層推進することを趣旨として健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）が平成30年7月25日に公布され、行政機関の庁舎については、敷地内禁煙を原則とされた。改正法の趣旨を踏まえ、別添「島根県警察受動喫煙防止対策実施要領」を定めたので、所属職員に周知徹底を図られたい。

なお、本通達は令和元年7月1日から運用を開始することとし、旧通達は令和元年6月30日限り、その効力を失う。

## 別添

### 島根県警察受動喫煙防止対策実施要領

#### 1 趣旨

平成30年7月25日、健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布された。改正法は望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権限者が講ずべき措置等を定めることを趣旨としたものである。この要領は、改正法の趣旨に沿って島根県警察における受動喫煙防止対策について、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 用語の定義

この要領における用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

##### (1) 訓令

島根県警察職員の安全衛生管理に関する訓令（平成18年島根県警察訓令第24号）をいう。

##### (2) 警察庁舎等

島根県庁舎等管理規則第2条に規定する警察本部庁舎及び警察署の庁舎（駐在所の居宅部分を除く。）及びその敷地をいう。

##### (3) 警察車両

島根県警察車両の管理に関する訓令（平成28年9月20日島根県警察訓令第32号）第2条第1項に規定する自動車をいう。

##### (4) 庁舎管理者

島根県庁舎等管理規則第3条に規定する者のうち警察庁舎に置くものをいう。

##### (5) 安全衛生統括管理責任者等

訓令第5条に規定する者をいい、次表のとおりとする。

名 称	職 名
安全衛生統括管理責任者	警務部長
衛生管理責任者	警務部厚生課長
安全衛生責任者	所属長
安全衛生副責任者	副署長、調整官、次長、副隊長、副所長、副校長

#### 3 対策の実施責任

受動喫煙防止対策の実施に当たっては、訓令第2章（安全衛生管理体制）の規定に沿って推進するほか、次によることとする。

##### (1) 衛生管理責任者の責務

衛生管理責任者は、安全衛生統括管理責任者を補助し、本要領の総合的な推進を図ること。

##### (2) 安全衛生責任者の責務

安全衛生責任者は、この要領の定めるところにより、職員の受動喫煙防止対策を積極的に推進すること。

### (3) 安全衛生委員会の責務

訓令第9条の規定により設置している安全衛生委員会は、この要領の定めるところにより、職員の受動喫煙防止対策の推進について審議すること。

### (4) 庁舎管理者の責務

庁舎管理者は、受動喫煙防止対策の徹底について常に検証し、安全衛生委員会の審議結果又は訓令第8条に規定する産業医及び同第8条の2に規定する健康管理医の助言・指導を受け、庁舎における受動喫煙防止対策の推進に努めること。

## 4 受動喫煙防止対策

警察庁舎等及び警察車両内を全面禁煙とする。

ただし、警察庁舎の敷地内においては、次の受動喫煙を防止するために必要な措置をとった場合は、喫煙場所を設置することができる。

- (1) 喫煙をすることができる場所が区画されていること。
- (2) 喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- (3) 警察庁舎を利用する者が通常立ち入らない場所であること。

## 5 対策の推進体制

受動喫煙防止対策の推進に当たっては、安全衛生委員会を中心に関係所属と緊密に連携して、この要領を指標とし、受動喫煙防止対策を有効に推進するための協議や合意形成を行うなど、円滑に実施するための手法を講ずることとする。

## 6 留意事項

- (1) 安全衛生統括管理責任者及び安全衛生責任者は、前記4(1)～(3)の措置をとり、喫煙場所を設置した場合であっても、周辺の施設や道路の使用状況等を勘案し、当該喫煙場所の利用時間制限を行う等望まない受動喫煙の防止に努めること。
- (2) 衛生管理責任者及び安全衛生責任者は、喫煙による健康への影響等に関する健康教育に努め、喫煙者に対しては禁煙支援を行うこと。
- (3) 安全衛生責任者及び安全衛生副責任者は、職員に対し、受動喫煙防止対策の周知に努め、職員の喫煙率低減を目指し各種セミナー等に積極的に参加させるなど、意識の高揚を図ること。